

(移動支援サービスの見直し)

〈見直しの視点〉

○ 移動支援については、突発的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供する。

○ ただし、移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、個別給付でサービスを提供するものとする。(一定時間継続した利用を想定した単価を設定)

※なお、見直し後の下記類型と別に設けるALS等極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者に複数のサービスを包括的に提供する「重度障害者包括サービス」には、移動支援を含むものとする。

以下の障害者を対象に、
個別給付によりサービス
を実施

- ・ 身体障害者
(視覚、全身性)
- ・ 知的障害者
- ・ 障害児

※精神障害者については、
サービスを未実施。

見直し

行動援護

自己判断能力が制限されている者が危険等を回避するための援護(移動の場合も可)

※ 自閉症、てんかん等を有する重度の知的障害者(児)又は統合失調症等を有する重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする者

重度訪問介護

現行の日常生活支援+外出時における介護

※ 重度の要介護状態にあつて、かつ、四肢マヒのある身体障害者

移動支援事業

上記以外の移動支援(具体的な支援の範囲は市町村ごとに決定)

※身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者であつて、一定程度以上の障害の状態にある者

障害者介護給付

地域生活支援事業